

少年法第60条（資格制限の特則）について


（人の資格に関する法令の適用）

- 第60条 少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終わり、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向かつて刑の言渡を受けなかったものとみなす。
- 2 少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡を受けた者は、その猶予期間中、刑の執行を受け終わったものとみなして、前項の規定を適用する。
- 3 前項の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言渡があつたものとみなす。

例

禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から▲年を経過しない者

【成人の場合】

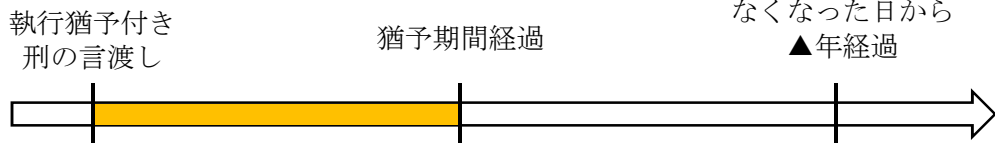
※  資格が制限される期間

実刑



- 「禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ…った日から▲年を経過しない者」として、資格が制限される。

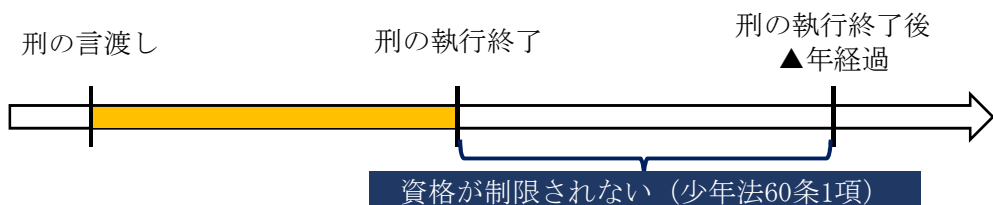
執行猶予



- 「禁錮以上の刑に処せられ、その刑の…執行を受けることがなくなった日から▲年を経過しない者」として、資格が制限される。
- 猶予期間が経過したときは刑の言渡しが効力を失うものとされ（刑法27条）、以後は資格が制限されない。

【少年の場合】

実刑



執行猶予



- 執行猶予が取り消された場合は、そのときから刑の執行終了まで資格が制限される。（少年法60条3項・1項）